

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

可児市長

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法に基づき固定資産税及び都市計画税を賦課徴収している。 ・課税に必要な評価、調査、異動処理を行っている。 ・固定資産評価証明書など税務課で取り扱う事務に関する証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①固定資産課税台帳管理機能：土地・家屋・償却資産を名寄せした納税義務者に関する情報を管理する。 ②土地課税台帳情報管理機能：法務局からの登記済通知書に基づく登記情報および現地調査により土地評価を行った結果の課税情報を管理し、且つ、課税標準額を算出し管理する。 ③家屋課税台帳情報管理機能：法務局からの登記済通知書に基づく登記情報および現地調査により家屋評価を行った結果の課税情報を管理し、且つ、課税標準額を算出し管理する。 ④償却資産課税台帳情報管理機能：償却資産申告書から把握できる事業関係の情報及び明細申告の場合は償却資産一品毎の情報を管理し、且つ課税標準額を算出し管理し、申告書のみの場合には取得価額、評価額、課税標準額を管理する。 ⑤共有者・区分所有者管理機能：共有の構成員、持分割合、共有の代表者及び区分所有者の敷地権割合に関する情報を管理する。 ⑥個人每期割税額管理機能：固定資産税および都市計画税の土地・家屋・償却の課税標準額、年税額や納期毎の期割税額及び管理人（代表相続人や納税管理人等）情報を管理する。 ⑦納税通知書発行機能：納税通知書、納付書及び課税明細書等の通知書を発行する。 ⑧証明書発行機能：固定資産評価証明書、固定資産評価額通知書等の各種証明書を発行する。</p>
③システムの名称	固定資産税システム、納税管理人システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税システムファイル、納税管理人システムファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項、別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市総務部税務課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市総務部税務課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 1②事務の概要	・地方税法に基づき固定資産税を賦課徴収している。	・地方税法に基づき固定資産税及び都市計画税を賦課徴収している。	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成28年4月1日	I 5②所属長	課長 大澤 勇雄	課長 宮崎 卓也	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年4月1日	I 1③システムの名称	固定資産税システム、納税管理人システム、宛名管理システム、中間サーバ	固定資産税システム、納税管理人システム、宛名管理システム、中間サーバ、税務地図情報システム、家屋評価システム、課税台帳兼名寄帳管理システム	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 宮崎 卓也	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の16の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の27の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市総務部税務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	税務課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可児市総務部税務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市総務部税務課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可児市総務部税務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市総務部税務課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対象人数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II.2取扱者数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV6接続しない(提供)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV6提供リスク	十分である	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV8監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月27日	I 1 ②事務の概要	④相続代表者申告書、納税管理人申告書、代納人申告書、共有代表者申告書等の発送、処理、管理。	④相続代表者申告書、相続人代表者指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書、固定資産現所有者申告書、納税管理人申告書、代納人申告書、共有代表者申告書等の発送、処理、管理。	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	I 4 ②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	年1回の見直しによるもの
令和6年8月20日	I 1 ②事務の概要(1/2)	・地方税法に基づき固定資産税及び都市計画税を賦課徴収している。 ・課税に必要な評価、調査、異動処理を行っている。 ・固定資産評価証明など税務課で取り扱う事務に関する証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①土地、家屋、償却資産の所有者に関する情報の管理。 ②課税台帳兼名寄せ帳、固定資産税都市計画税課税明細票等の作成及び管理。 ③法務局からの異動通知、未登記家屋の所有権移転申告書、家屋の取り壊し申告書等による異動処理及び管理。 ④相続代表者申告書、相続人代表者指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書、固定資産現所有者申告書、納税管理人申告書、代納人申告書、共有代表者申告書等の発送、処理、管理。	・地方税法に基づき固定資産税及び都市計画税を賦課徴収している。 ・課税に必要な評価、調査、異動処理を行っている。 ・固定資産評価証明など税務課で取り扱う事務に関する証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①固定資産課税台帳管理機能:土地・家屋・償却資産を名寄せした納税義務者に関する情報を管理する。 ②土地課税台帳情報管理機能:法務局からの登記済通知書に基づく登記情報および現地調査により土地評価を行った結果の課税情報を管理し、且つ、課税標準額を算出し管理する。 ③家屋課税台帳情報管理機能:法務局からの登記済通知書に基づく登記情報および現地調査により家屋評価を行った結果の課税情報を管理し、且つ、課税標準額を算出し管理する。 ④償却資産課税台帳情報管理機能:償却資産申告書から把握できる事業関係の情報及び明細申告の場合は償却資産一品毎の情報を管理し、且つ課税標準額を算出し管理し、申告書のみ申告の場合は取得価額、評価額、課税標準額	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 1 ②事務の概要(2/2)	⑤固定資産税都市計画税の減免。 ⑥土地評価調査、家屋評価調査、家屋評価資料、償却資産申告書、償却資産の申告漏れに係る税務署調査資料、新規事業者に係る保健所調査資料等の課税根拠資料の管理。 ⑦新築住宅に対する固定資産税減額、住宅用地認定、耐震改修・省エネ改修・バリアフリー改修に関する固定資産減額に関する処理及び申告書の管理。 ⑧納税通知書、納付書及び課税明細書等の発行。 ⑨固定資産評価証明書、固定資産公課証明書等の証明書の発行。 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	⑤共有者・区分所有者管理機能:共有の構成員、持分割合、共有の代表者及び区分所有者の敷地権割合に関する情報を管理する。 ⑥個人毎期割額管理機能:固定資産税および都市計画税の土地・家屋・償却の課税標準額、年税額や納期毎の期割税額及び管理人(代表相続人や納税管理人等)情報を管理する。 ⑦納税通知書発行機能:納税通知書、納付書及び課税明細書等の通知書を発行する。 ⑧証明書発行機能:固定資産評価証明書、固定資産評価額通知書等の各種証明書を発行する。	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 1 ③システムの名称	固定資産税システム、納税管理人システム、宛名管理システム、中間サーバ、税務地図情報システム、家屋評価システム、課税台帳兼名寄せ管理システム	固定資産税システム、納税管理人システム、宛名管理システム	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 4 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 4 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の27の項	-	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	R4.6.23	R5.12.19	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II.2 取扱者数 いつの時点の計数か	R4.6.23	R5.12.19	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	III しい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月20日	IV 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和7年1月24日	I 3 法令上の根拠	別表第一の16の項	別表の24の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9 規則第9条第2項の適用	—	[ ]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	II 1 対象人数いつ時点の計数か	R5.12.19	R6.10.17	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2 取扱者数いつ時点の計数か	R5.12.19	R6.10.17	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	2)目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策／十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)